

## 第4節 基準該当デイサービスに関する基準

### (1) 従業者の員数及び管理者(基準第60条及び第61条)

常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定デイサービスの基準と同様であり、第4章第1節を参照されたい。

### (2) 設備に関する基準(基準第62条)

指定デイサービスの場合と異なり、訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「日常生活訓練室」「社会適応訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定デイサービスの基準と同様であり、第4章第2節を参照されたい。

### (3) 運営に関する基準

基準第63条の規定により、基準第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21第2項、第26条、第27条、第33条から第39条まで、及び第3章第4節(第59条において準用する第21条第1項を除く。)の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)②、(15)、(16)、(22)から(26)まで及び第4章第3節((8)を除く。)を参照されたいこと。

## 第5章 指定短期入所

### 第1節 人員に関する基準

#### (1) 従業者の員数(基準第65条)

##### ① 併設事業所については、

イ 基準第65条第1項の「当該施設と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、従業者の勤務体制を含めて指定短期入所を提供できる場合である。

ロ 指定短期入所事業所の従業者の員数については、例えば併設されているのが身体障害者療護施設である場合には、身体障害者療護施設として確保すべき員数と指定短期入所事業所として確保すべき員数の合計を、身体障害者療護施設の入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者50人、利用者5人の場合の従業者の員数は、 $50 \div 2.2 = 23$ (端数切り上げ)と $5 \div 2.2 = 3$ (端数切り上げ)の合計で26人となるのではなく、 $(50 + 5) \div 2.2 = 25$ 人となる。

② 法第4条の2第4項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において各々の法令上当該施設として必要とさ

れる数以上とする。

## (2) 管理者（基準第66条）

指定短期入所事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ① 当該指定短期入所事業所の従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される指定居宅支援事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、指定居宅支援事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）

## (3) 介護保険法上の指定短期入所生活介護事業者が、身体障害者福祉法上の指定短期入所事業者として指定を受けるための要件について

### ① 実施施設

- ア 単独事業所
- イ 専用ベッドを持つ併設事業所
- ウ 空床を利用する特別養護老人ホーム

### ② 人員

ア 単独事業所において実施する場合は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第121条第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保していれば足りること。

イ 併設事業所において実施する場合は、当該併設本体施設として必要とされる数の従業者に加えて、指定居宅サービス等基準第121条第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保していれば足りること。  
ウ 空床を利用する特別養護老人ホームの場合は、特別養護老人ホームとして必要とされる職員を置くこと。

### ③ 設備

ア 当該単独事業所の効率的な運営が可能であり、当該単独事業所の利用者の処遇に支障がないときは、当該単独事業所の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。

イ 当該併設事業所と併設本体施設の効率的な運営が可能であり、当該併設事業所の利用者及び併設本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、当該併設事業所及び併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。

ウ 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有する

ことで足りるものとする。

④ 運営

実施施設は、介護保険法上の指定居宅サービスを提供する事業所であることから、指定短期入所による利用にあたっては、指定居宅サービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用となるよう留意すること。

## 第2節 設備に関する基準(基準第67条)

- (1) 指定短期入所事業所の設備は、当該指定短期入所の運営上及びサービス提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより指定短期入所事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所事業所の利用者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。
- (2) 知的障害者・児童については、宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあっては、居室を用いずに指定短期入所を提供することができるところだが、これは日中受け入れを行う場合の規定である。
- なお、人員に関する基準については、当該日中受け入れの対象者を当該実施施設の入所者とみなした場合における当該施設が置くべき従業者を確保すれば良いものである。

## 第3節 運営に関する基準

### (1) 指定短期入所の開始及び終了 (基準第68条)

- ① 指定短期入所事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとしたものであるが、これは指定短期入所は徒に長期間入所することを想定するものではなく、利用者との相談により適切な入所期間とすること。
- ② 同条第2項は、利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないこととしたものである。

### (2) 入退所の記録の記載 (基準第69条)

- ① 支給量管理の観点から、指定短期入所事業者は、利用者の入退所の都度、受給者証に入退所年月日等の必要な事項（宿泊を伴わない指定短期入所を実施した場合にはその旨）を当該利用者の居宅受給者証に記載することとしたものである。

② 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、居宅生活支援費請求の際に提出することで差し支えない。

(3) 居宅利用者負担額等の受領（基準第70条）

- ① 同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、指定居宅介護に係る第20条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定と同趣旨であるため、第3章第3節の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。
- ② 同条第3項は、指定短期入所事業者は、第1項及び第2項に規定する額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものの支払を利用者から受け取ることができることとし、支援費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めるることは差し支えないものである。

(4) 指定短期入所の取扱方針（基準第71条）

同条第2項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。

(6) サービスの提供（基準第72条）

- ① 指定短期入所のサービスの提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって保護し、又は必要な支援を行うものとすること。なお、サービスの実施に当たっては、利用者的人格に十分に配慮して実施するものとする。
- ② 同条第2項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。
- ③ 食事の提供（基準第72条）

同条第4項に定める食事の提供に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

ア 栄養、利用者の身体的状況及び嗜好を考慮したものとすること。

イ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

ウ 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならないこと。

(10) 相談及び援助（基準第74条）

相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとる必要があること。

(11) 緊急時等の対応（基準第76条）

短期入所従業者が現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかにあらかじめ当該指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものであるが、協力医療機関については、次の点に留意するものとする。

- ① 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、指定短期入所事業所から近距離にあることが望ましいものであること。
- ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

(13) 運営規程（基準第77条）

指定短期入所の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 利用定員(第3号)

利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。

② 指定短期入所の内容(第4号)

「指定短期入所の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること

③ 通常の送迎の実施地域(第5号)

通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること

④ サービス利用に当たっての留意事項(第6号)

利用者が指定短期入所の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること(基準第91条第5号についても同趣旨)。

(14) 地域等との連携（基準第79条）

指定短期入所の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定短期入所事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

### (15) 準用（基準第80条）

基準第80条の規定により、基準第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第33条から第39条まで、第53条、第55条、第57条及び第58条は、指定短期入所の事業について準用されるものであるため、第3章第3節の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、(12)及び(15)、(22)から(26)まで、第4章第3節の(5)、(6)及び(7)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。

① 準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

#### イ 指定短期入所に関する記録

提供した個々の指定短期入所に係る記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

② 準用される基準第55条について、指定短期入所事業所ごとに、短期入所従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があるものであること。併設の指定短期入所事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成すること。空きベッドを利用して指定短期入所の事業を行う各法上に規定する施設にあっては、当該施設の従業者について勤務表が作成されればよいものであること。

## 第5章 指定知的障害者地域生活援助

### 第1節 人員に関する基準

#### (1) 世話人（基準第82条）

基準第82条により、指定地域生活援助事業所には専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が1以上確保されるために必要と認められる数以上の世話人を置くこととしているが、世話人は知的障害者福祉の増進に熱意があり、数人の知的障害者の日常生活を適切に援助する能力を有する者であること。

#### (2) 管理者（基準第83条）

指定地域生活援助事業者は、指定地域生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬこととされたが、指定地域生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域生活援助事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第2節 設備に関する基準（基準第84条）

① 一の指定地域生活援助事業所の入居定員は4人以上7人以下とし、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとすること。